

金沢市中山間地域遊休農地活用就農者支援事業実施要綱

(平成15年4月1日決裁)

改正 平成19年4月1日決裁

平成20年4月1日決裁

平成22年6月22日決裁

平成23年4月1日決裁

平成25年4月1日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市の中山間地域の遊休農地を活用して農業経営を始める者に対し、補助金の交付等の支援を行うことにより、中山間地域における農業の担い手の育成と遊休農地の解消を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 農林業等に関する補助金交付規則（昭和32年規則第31号）別表の備考に規定する山間地をいう。
- (2) 遊休農地 過去1年以上引き続き農作物が栽培されず、かつ、草刈り、荒起こし等の管理が行われていない状態の農地をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中山間地域の同一地区において10アール以上の遊休農地について5年以上の賃借権等の設定又は所有権の移転を行い、野菜、花きその他市長が定める農作物の生産（以下「農作物の生産」という。）のために活用する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内で農業を営んでいる者で、中山間地域で農作物の生産を始めることについて関係する農業協同組合の推薦を受けた者
- (2) 農業経営に関する研修機関等において農業技術等を習得した新規就農者で、中山間地域で農作物の生産を始めることについて当該研修機関等の推薦を受けた者

(3) その他市長が特に認める者

(対象者の責務)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、地域の生産組合等に参加するとともに、地域の農業の活動等に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、中山間地域で農作物の生産を行うために必要となる経費のうち、次に掲げる経費（第5号に掲げる経費にあつては、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「経営体実施要綱」という。）第3の2の（1）のアに掲げる新規就農者補助事業に係る補助金（以下「国補助金」という。）の交付の対象となった事業に係るものに限る。）とする。

(1) 土地の賃借料

(2) 客土、暗きよ整備等の土地基盤整備費

(3) たい肥等の土壌改良資材費

(4) ビニールハウス等の生産施設整備費

(5) トラクター等の農業機械整備費

(補助率、限度額等)

第6条 補助金の交付に係る補助率、補助金の額及び対象年度は、次のとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

| 区 分 | 対象年度 | 補助率 | 補助金の額 |
|--------|-------|---|--|
| 土地の賃借料 | 5年度まで | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。 (1) 1年度目 10/10 (2) 2年度目 9/10 (3) 3年度目から5年度目まで 8/10 | 10アール当たり10,000円とし、1年度につき50,000円を限度とする。 |

| | | | |
|--|------------------------------------|---|---|
| 土地基盤整備費 | 3年度まで。 ただし、1圃場における整備は、2年度までとする。 | 8/10 | 1平方メートル当たり1,200円とし、対象年度につき4,800,000円を限度とする。 |
| 土壌改良資材費 | 3年度まで | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。 (1) 1年度目 10/10 (2) 2年度目 9/10 (3) 3年度目 8/10 | 10アール当たり30,000円とし、1年度につき150,000円を限度とする。 |
| 生産施設整備費 | 3年度まで | 13/30 | 対象年度につき910,000円を限度とする。 |
| 農業機械整備費 | 3年度まで | 1/10 | 対象年度につき2,500,000円を限度とする。 |
| 備考 この表における年度の起算については、農作物の生産を開始した年度から起算するものとする。 | | | |

2 前項の規定にかかわらず、国補助金の交付を受けるものについては、同項の表土地基盤整備費の項中「8/10」とあるのは「3/10」と、同表生産施設整備費項中「13/30」とあるのは「1/10」とする。

(補助金の交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度補助金交付申請書に、営農計画書(様式第1号)及び中山間地域において5年間以上農業経営を続ける旨の誓約書(様式第2号)を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該補助金の申請に係る農作物の生産について、既に営農計画書及び誓約書を市長に提出している場合については、これらの添付を要しないものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに交付の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 非行その他の不正な行為のあったとき。
- (3) 補助金の交付を受けてから5年未満の期間で、農作物の生産を断念したとき。
- (4) その他補助金を交付することが不適當であるとき。

(届出)

第9条 補助金の交付の決定を受けている者は、疾病、事故等により農作物の生産が困難になったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成25年4月1日決裁)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市中山間地域遊休農地活用就農者支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に営農計画書及び誓約書を市長に提出する者について適用し、同日前に既に営農計画書及び誓約書を市長に提出した者については、なお従前の例による。

営農計画書

| | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------------|--------|-----|------|-----|-----|--|
| 住所 | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | |
| 中山間地域において営農を開始する理由 | | | | | | | |
| 中山間地域において耕作する農地 | 所在地 | 取得等の方法 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 居住地からの通作方法 | ①道のり km ②所要時間 分 ③交通手段 | | | | | | |
| 経営農地 | 区分 | 地目 | 現 状 | | | 目 標 | |
| | 所有地 | | | | | | |
| | 貸入地 | | | | | | |
| | 貸付地 | | | | | | |
| 家族構成 | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 従事日数 | 職業 | 摘 要 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 所有農機 | 名 称 | 購 入 年 | 台 数 | | 摘 要 | | |

| | | | | |
|------------|------------------------|--------|--------|--|
| 具 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 資金調達 | ①自己資金 ②借入先 ③借入資金 | | | |
| 加入農協名 | | | | |
| 生産組合の有無 | 有 | | 無 | |
| 現在の営農状況と目標 | 作物名 | 現状 (a) | 目標 (a) | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他 | | | | |

推 薦 状

年 月 日

(宛先) 金沢市長

上記の営農計画書を適当と認め 〃 が中山間地域において
 農作物の生産を開始することを推薦します。

組合長

印

様式第2号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）金沢市長

私は、下記の農地において5年以上営農を続けることを誓約します。

記

1 農地所在地

2 面 積

住 所

氏 名